

令和5年度自動運転車開発拠点化促進事業委託業務

企画提案指示書

1 委託する業務名

令和5年度自動運転車開発拠点化促進事業委託業務

2 業務の目的

自動運転を核とした実証試験の活性化、研究開発拠点の新增設による一層の集積に向け、自動運転サービスモデル創出に向けた情報提供の強化などに取り組むことにより、積雪寒冷地に対応した実証試験場や道内での実証試験の誘致のより一層の推進、自動運転の開発拠点化を図る。

3 委託業務の内容

(1) 展示会への出展

自動運転の実証試験や研究開発拠点としての本道の優位性を企業等にPRするため、道内において取り組んできたワンストップ相談窓口による支援や、これまでデータベース化を進めてきた実証試験の適地情報などについて、PR資料を作成するとともに、それらを活用し、道外の自動運転関連展示会にブース出展を実施する。

ア 展示会概要

(ア) 想定する展示会

以下を含めた自動運転やIT関連企業を主要顧客として想定する展示会のうち、最も効果が得られると考えられるものに1回出展すること。

- ・「オートモーティブワールド 秋」令和5年(2023年)9月13日～9月15日(幕張メッセ)
- ・「名古屋 オートモーティブワールド」令和5年(2023年)10月25日～27日(ポートメッセなごや)

(イ) 出展内容等

- ・展示スペース：9m²(幅約3m×奥行約3m)程度
- ・装飾：スポットライト等を配置するなど効果的なブース装飾を行うこと。
- ・設置物：来場者対応のためのカウンターテーブルやパンフレットを配架するラック、PR動画視聴のためのモニターなどブースの運営に必要な備品を設置すること。
- ・その他：公道外の試験適地を紹介する動画(道が作成し保有)や下記イの資料を元に、ブース来場者への説明を行うこと。

※小間の確保は、委託先で行うこと。また、出展料やブース装飾のほか、設置物、備品などの出展に係る費用は、委託料から支出することとする。

(ウ) 展示会に係る企画・調整、来場者への案内

展示会には、主催者と調整を行い、出展すること。

また、展示会への出展の趣旨を理解した上で、招待券の発送など効果的な誘客が図られる事前周知や広報について企画を行った上、実施すること。

(エ) アンケートの実施

ブース来場者を対象に、本道での実証試験実施の意向や、実証試験の適地情報(データベース)の提供希望などについてアンケート調査を行い、その結果を取りまとめること。

なお、アンケート調査については、効率的かつ効果的にブース来場者のニーズが把握できるよう工夫すること。

イ PR資料の作成・配布

(ア) パンフレット

基本資料として、①北海道の自動運転実証試験フィールドとしての優位性、②北海道における自動運転実証試験の実施状況、③実証試験適地データベースについて、④北海道の自動運転に関する「ワンストップ相談窓口」のご案内、⑤北海道の自動運転に関する「ワンストップ相談窓口」の取組実績、の5点を網羅したものを作成するとともに、以下の2種類の過年度作成資料の時点修正を行うこと。

- ・タイトル「ようこそ 自動走行の公道実証適地へ」(A4判タテ8ページ)
- ・タイトル「公共・民間施設(公道外)における自動運転実証試験適地のご紹介」(A4判タテ4ページ)
- ・紙媒体 : A3判二つ折り又はA4判、カラー両面印刷を基本とし、ブース来場者に手に取ってもらいやすいよう工夫すること。
展示会ブースで来場者へ配布するための必要部数を用意すること。
※参考: 令和4年度ブース来場者数 301名
- ・電子媒体: DVD-R等 1部

(イ) 展示パネル

- ・内容: 道内の自動運転に係る事業環境をPRするもの
- ・仕様: B1サイズ、カラー、5枚程度

(2) 現地視察会の実施

自動運転分野への理解を深めるとともに、自治体や企業による自動運転の取組をより一層加速させ、サービスモデルの創出と研究開発の拠点化を図るため、道内自治体や企業を対象に、自動運転の現場を視察する。

ア 現地視察会概要

(ア) 想定する視察先

参加する自治体や企業にとって、自動運転の社会実装や関連市場参入に向けて検討するにあたり、導入の背景や導入あるいは実証後に見えてきた課題やその解決策のほか、改善に向けて求められる技術やサービスなど、参考としてふさわしい視察先について、以下を含めて検討し、道外から1箇所を選定すること。

- ・福井県永平寺町
- ・長野県塩尻市

(イ) 現地視察会の内容

自動運転を導入するに至る経緯や実施状況などについて、現地の関係者からの解説や質疑応答などを行うとともに、参加者の理解を深めるための意見交換会や参加者同士のネットワーキングの場を設ける。

- ・日程 : 1日ないし1泊2日を想定(前泊は除く。)、新千歳空港を利用した移動を考慮したスケジュールとすること
- ・構成 : 現地視察、意見交換会、名刺交換会 等
- ・参加人数: 10~20名程度

※原則、旅費は自治体や企業などの参加者負担とするが、視察先の移動でバス等を手配する方が効率的な場合は、その借上料は委託料から支出することとする。また、大学や企業から講師を招聘する場合には、必要な謝金・旅費を支出する。

イ 参加者募集

道と連携し、道内自治体や大学、企業関係者に現地視察会の案内を行い、参加者を取りまとめること。

(3) 事業実施報告書及び成果品の提出

ア 事業実施報告書

上記(1)～(2)の業務に関する報告書を作成し、紙媒体1部及び電子媒体1部を提出すること。

イ 成果品

上記(1)により作成したPR資料について、電子媒体1部を提出すること。

ウ 提出期限

令和6年(2024年)2月29日(木)まで

(4) 著作権

上記(1)～(3)において作成した制作物の著作権は道に帰属する。また、著作権及び肖像権等に関し権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

4 契約の方法等

(1) 契約方法

総合評価一般競争入札

(2) 委託期間

契約の日から令和6年(2024年)2月29日(木)までとする。

(3) その他

ア 本業務は、新型コロナウイルス感染症などの影響により、業務内容の変更や業務委託を中止する可能性がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容を変更するか、契約を行わないことがある。

イ 委託契約締結後、新型コロナウイルス感染症などの影響により業務の一部中止や実施方法の変更を求める可能性がある。

5 企画提案及び審査の項目

提案項目及び審査項目	
1. 実施体制	
① 実施体制・役割等	
2. 実施手法	
① 業務処理工程表・経費積算	
3. 実施方策	
① 展示会への出展	
② 現地視察会の実施	
4. 実績	
① 過去の実績	
5. 道施策との適合性(該当がある場合)	
① 「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者雇用」	
② 「パートナーシップ構築宣言」	

※記載上の留意事項

ア 実施体制・役割等については、業務実施上の責任者、人員、担当者の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。

イ 業務処理工程表・経費積算については、業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュール及び積算とすること。

ウ 「展示会への出展」及び「現地視察会の実施」については、「3 委託業務の内容」を満たした提案とすること。

エ 過去の実績については、本業務遂行の参考となる自動運転に関連する類似事業等の組織としての実績を記載すること。

オ 道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。

なお、複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）の場合は、各構成員に係る認定書（写し）や認定証（写し）を提出すること。

カ 国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書を提出すること。

なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣言書を提出すること。

6 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

個人又は法人並びにコンソーシアムであって、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (2) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

7 参加資格審査申請書の提出

- (1) 提出書類 参加資格審査申請書、添付資料
- (2) 様式 参加資格審査申請書 別添様式による
- (3) 提出部数 参加資格審査申請書、添付資料とも1部
- (4) 提出期限 令和5年（2023年）6月9日（金）17時（必着）
- (5) 提出場所 10の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

8 企画提案書の提出

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料

- (2) 様式 企画提案書 別添様式による
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも7部
※1部は提案者名を記載したもの。残り6部は提案者名を記載しないもの。文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。
- (4) 提出期限 令和5年(2023年)6月9日(金)17時(必着)
- (5) 提出場所 10の(4)のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

9 総合評価審査会(ヒアリング)の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査会においてヒアリングを行う。ヒアリングの日時及び場所については、別途通知する。
- (2) 参加者が5者を超える場合は、委員による書類選考により、ヒアリング対象者を5者程度に絞る場合がある。
- (3) ヒアリングの対象とならなかった提案者の提案は無効とする。

10 その他留意すべき事項

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
 - ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
 - オ 全ての提出書類は返却しない。
 - カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (4) 問合せ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先
郵便番号 060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎8階北東
北海道経済部産業振興局産業振興課成長産業係(担当:鈴木)
電話 011-206-6756(直通) FAX 011-232-2139
電子メールアドレス suzuki.ryo1#pref.hokkaido.lg.jp
※@を#に変えていますので、@に置き換えの上送信願います。